

広島県告示第二百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県呉市仁方錦町、同市仁方中筋町、同市仁方西神町、同市仁方本町一丁目、同市仁方本町二丁目、同市仁方本町三丁目、同市仁方皆実町、同市仁方宮上町、同市仁方町及び同市仁方大歳町地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 区域の表示	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
戸田東川（一八六） 西皆実川（一八七）	土石流 土石流	土石流 土石流
戸田川（一八五）	土石流	土石流
皆実川（一八八）	土石流	土石流
皆実川（一八八隣） 東皆実川（一八九） 東皆実川（一八九隣）	土石流 土石流 土石流	土石流 土石流 土石流
東皆実川二（一九〇）	土石流	土石流
錦三川（一九一）	土石流	土石流

	下中新開川 (六四五四)	土石流	次の図のとおり	上中新開川 (六四五五)	土石流	次の図のとおり
				下中新開川 (六四五四)	土石流	次の図のとおり
				中新開川 (六四五三)	土石流	次の図のとおり
				西新開川 (六四五二)	土石流	次の図のとおり
	上中筋川 (六四五二)	土石流	次の図のとおり	上中筋川 (六四五二)	土石流	次の図のとおり
				中皆実川 (六四四九)	土石流	次の図のとおり
				中皆実川 (六四四九)	土石流	次の図のとおり
	東大歳川 (九六五)	土石流	次の図のとおり	東大歳川 (九六五)	土石流	次の図のとおり
	西大歳上川 (九六四)	土石流	次の図のとおり	西大歳上川 (九六四)	土石流	次の図のとおり
	西大歳下川 (九六三隣 一)	土石流	次の図のとおり	西大歳下川 (九六三隣 一)	土石流	次の図のとおり
	西大歳下川 (九六三)	土石流	次の図のとおり	西大歳下川 (九六三)	土石流	次の図のとおり
	小田池北川 (九六二)	土石流	次の図のとおり	小田池北川 (九六二)	土石流	次の図のとおり
	c) 丸石川支川 (九六一隣)	土石流	次の図のとおり	c) 丸石川支川 (九六一隣)	土石流	次の図のとおり
				b) 丸石川支川 (九六一隣)	土石流	次の図のとおり
	a) 丸石川支川 (九六一隣)	土石流	次の図のとおり	a) 丸石川支川 (九六一隣)	土石流	次の図のとおり
	丸石川 (九六一)	土石流	次の図のとおり	丸石川 (九六一)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所（呉支所）に備え置いて縦覧に供する。